

富田林市独自施策



子育て世帯生活支援緊急特別給付金

離婚協議中の方、DV避難中の方へ

離婚協議中やDV避難により配偶者と別居して子育てをしている方へ
離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方で「国の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(ひとり親世帯以外分)」の支給対象とならない実質ひとり親世帯の方は、本市独自の給付金が受給できる可能性があります。
→ **こども未来室支援係にご相談ください!**

子育て世帯生活支援緊急特別給付金の概要

以下の支給対象者に、**児童1人あたり5万円**を支給

(緊急特別給付金の支給要件)

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当しないが、以下の①②いずれかに該当する方

- ①離婚協議中により配偶者と別居し、かつ、婚姻を解消した際には児童扶養手当の受給資格者となることが想定される児童と同居する父または母（所得要件あり）
- ②申請時点において、配偶者からの暴力を理由に児童とともに避難し、配偶者と生計を別にしている者で、仮に婚姻を解消した際は、児童扶養手当の受給資格者となることが想定される児童と同居する父又は母（所得要件あり）

以下の必要な書類をご用意の上、手続きください

離婚協議中であることを明らかにできる書類（一例、児童手当準拠）

- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- 公的機関が発行した書類（家庭裁判所における事件係属証明書など）
- 弁護士等、第三者により作成された書類
など、離婚意思が相手方に表明されていることが客観的に確認できる書類

DV避難中であることを明らかにできる書類（一例、児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本及び確定証明書 等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
このほか、配偶者が児童を監護し生計を同じくしていないと客観的事実に基づき判断できる書類等
（具体例）・配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合 等

☎ 問合せ先：富田林市役所 こども未来室支援係

0721-25-1000 内線205 （受付時間：平日9:00～17:30）